

浦安市公告第42号

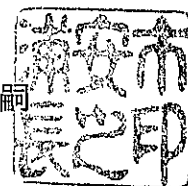
公示送達

別紙に記載する書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

なお、当該書類は、市長が保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月23日

浦安市長 内田悦嗣



氏名又は名称	書類名
坂元 武	差押調書(謄本)

※ この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。